

平成17年12月15日

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

全国青年税理士連盟
会長 石井 孝雄
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

税務支援に対する要望書

私たち全国青年税理士連盟は全国約 3,000 名の若手税理士により組織された、国民のためにより良い税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うことを目的に活動している団体です。

さて、当連盟では貴会においてまとめられました「新時代における税務支援のあり方」を具体化するための規則等について、今後、税務支援事業が税理士会会員及び納税者にとってより有益な施策となるよう下記の通り要望致しますので、貴会において十分な議論・検討をして頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 税務支援のあり方について

税務支援制度は、税理士制度の維持・発展及び納税者の利便性を目的として、「税理士の社会公共性（税務援助事業）」と「税理士の社会貢献（税務指導事業）」の二つの事業を基軸として制定されたが、これらの事業は税理士業務の無償独占の維持のみならず、税務に関する唯一の専門家としてその職責を果たすためのものであり、ひいては納税者の納税義務の適正な実現を通してその権利を護るものである。そこで次の点について特に留意し、税務支援のあり方について、各単位税理士会に対しその指針をより明確にして頂きたい。

【1】実施主体

税務支援は日本税理士会連合会会則（以下「会則」という）第 66 条により税理士会の実施すべき事業として規定されており、その実施主体はあくまでも税理士会である。従って税務支援事業においては実施の基準となる日本税理士会連合会及び各単位税理

士会における税務支援の実施の基準に関する規則等を厳格に適用し、税務当局をはじめ関連団体との協議においても当該規則等を周知させること。

また、広域的な税務支援事業については税理士会と支部の連携だけではなく、貴会が主体となって支援施策を講ずるべきであり、特に税理士過疎地域における税務支援開催上の問題を含め喫緊の課題として認識すること。

【2】 税務援助と税務指導

新たに会則において、税務指導が税務支援に係る業務として明文化され、税理士会の自主的施策として税務援助対象者以外の納税者の利便性に資することとされた。これは税理士法第 52 条の業務制限から税理士に与えられた社会貢献として遂行すべきもので、小規模納税者に対しその社会公共的使命を果たすための税務援助とは事業の趣旨、従事する税理士の立場は異なるものであることから、税務指導を必要と認める者の範囲を具体的な基準によって示すことで、これら両事業の混同と業務侵害を防ぐこと。

2. 税務支援制度の内容について

【1】 対象者の範囲

①税務援助

税務支援の実施の基準に関する細則（以下「細則」という）第 2 条第二号において、消費税の税務援助対象者となる基準を先ず所得金額によって制限していることは、当連盟が予てから要望してきたものと合致するのであるが、税理士法第 49 条の 2 にある「委嘱者の経済的理由」を根拠とする税務援助事業の趣旨から、今後においても、その対象者の範囲は基準期間の課税売上高のみに依ることなく、所得金額を基準とすることを堅持して頂きたい。

②税務指導

規則第 2 条第二号及び確定申告相談に関する実施要領における対象者の範囲が極めて曖昧であり、小規模納税者との均衡が保てず、対象範囲を無制限に拡大させないためにも、小規模納税者以外の者で、税務指導を必要と認める者に対しても細則第 2 条第一号に準じた具体的な基準を設け適用すべきである。

【2】 税務支援業務の範囲

税務支援に従事する税理士の業務は、税理士法第 2 条第 1 項第三号に規定する税務

相談のみとすべきであるが、税務支援の実施の基準に関する規則（以下「規則」という）第 3 条第 2 項では記帳代行、決算書の作成及び納税申告書等の作成をその範囲に加えている。特に会計帳簿の記帳代行及び決算書の作成は税理士業務の無償独占の維持とは関係がなく、納税申告書等の作成等についても同様に、税務支援の範囲を不必要に拡大させるだけである。このことは税理士及び税理士法人（以下「税理士等」という）の関与がある納税者との均衡が図れず、業務侵害につながる恐れがあり、会則第 66 条第 2 項と矛盾する結果となる。よってこれらの理由から同項は削除して頂きたい。

【3】従事税理士等の職責

規則第 5 条第一号における確定申告相談方式では、会員全員が従事しなければならない義務規定となっており、当然に社員税理士及び補助税理士も従事義務を負うのであるが、これらについては直接業務の受任者にはなれない関係上、受任主体は税理士法人及びいわゆる開業税理士（以下「開業税理士等」という）となる。しかし細則第 11 条では従事税理士等が自己責任において税務支援に係る事務を遂行しなければならないとしており、責任の所在は個々の税理士にあるとされている。そこで、社員税理士については所属する税理士法人の業務を執行する権利、義務があるが、補助税理士については開業税理士等から委嘱を受けた税理士業務を補助者として行うことから、その責任を開業税理士等に帰属させる等の適切な措置を講ずるべきである。

また、税務支援における税理士の責任については専門家責任が存在することは当然であるが、委嘱契約により業務を受託した納税者に対する税理士業務とは異なり、税務支援という特別な環境における業務である以上、各単位税理士会が保険契約者兼保険料負担者、従事する税理士等を被保険者とする税理士賠償保険制度の構築とその加入を検討すべきである。

以上